

令和3年度第6回久留米市情報公開・個人情報保護審議会（定例会）会議概要

日 時：令和4年1月25日（火） 午後5時～ 【オンライン会議】

審議者：吉岡会長、小路口委員、岡委員、西田委員、松隈委員、吉弘委員、紫藤委員、
宮崎委員 以上8名

事務局：舞弓主幹、吉本課長補佐、中島主査、鶴田

議事の概要

1 前回会議の概要報告

2 諮問案件の審議

【諮問案件1】

介護認定調査業務において、介護認定申請者の個人情報をオンライン結合により受託業者に提供することの公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無（条例第10条第1項第2号）について

諮問機関：健康福祉部介護保険課

実施機関：健康福祉部介護保険課（組坂主査）

—資料をもとに健康福祉部介護保険課から説明—

（A委員）申請書のサンプルは添付していないのか。

（実施機関）資料には添付していない。

（A委員）どの程度の個人情報が申請書に記載されているのか。

（実施機関）資料5ページの4番目の項目に書いている個人情報が全てである。

（事務局）申請書の様式はホームページ上で閲覧することができるか。

（実施機関）ホームページ上に掲載している。

（B委員）介護認定に際して、医師から診断書を受け取ると思うが、診断書はオンライン結合しないという理解でよいか。

（実施機関）そうである。

（C委員）これまで郵送により紙媒体で渡していた申請書を、データで渡す方法に変更するということか。

（実施機関）そうである。

（D委員）紙媒体の申請書を受理したのち、入力等は市が行うということか。

（実施機関）申請書は、申請者が必要事項を記入した上で提出するので、市が入力や記載をすることはしない。

（D委員）データを渡すにあたり、申請書の画像ではなく、PDF形式で業者に渡すということか。

（実施機関）そうである。紙の申請書をPDF化し、そのデータを受渡しすることを想定している。

—他に質問や意見等はなく、この件に関しては承認される。—

【諮問案件2】

久留米市個人情報保護条例第10条第1項第2号の規定によるオンライン結合等に関し、類型として諮問を行うもの

類型案1 AI-OCR導入業務において、民間事業者が設置・管理するAI-OCRサーバにPDFデータ化された個人情報（センシティブ情報を除く。）を提供する場合

類型案2 AI-OCR導入業務において、民間事業者が設置・管理するAI-OCRサーバに特定項目に係るPDFデータ化された個人情報を提供する場合

諮問機関：総務部総務課

実施機関：総務部総務課（舞弓主幹、吉本補佐、中島主査、鶴田）

—資料をもとに総務部総務課から説明—

(B委員) 資料11ページに特定項目として記載されている「所属党派」はセンシティブ情報に当たらないのか。

(実施機関) 「所属党派」については、センシティブ情報に該当すると考えている。資料には、過去にAI-OCR導入業務に係る諮問案件で承認された個人情報の項目を挙げている。「所属党派」は、以前、AI-OCRを利用する14の業務について一括して諮問した際に、選挙管理委員会の業務において、各投票所の立会人が提出する書類の中に含まれていた項目であり、その際に承認をいただいた。

(B委員) 選挙管理委員会の業務において、その情報を必要とする趣旨は分かる。ただ、「所属党派」の項目はセンシティブ情報に入り、資料10ページの表の4番目の項目に該当すると考えるが、どうか。

(事務局) 今回の提案は、類型案1は、センシティブ情報をAI-OCRの利用によりオンライン結合する際には、個別に諮問を要するという案である。類型案2の場合は、「所属党派」も含め、列挙している項目に該当する個人情報については、今後AI-OCRを利用する際には審議会への個別の諮問を要しないという案である。列挙する項目については、「所属党派」を省いた上で承認いただくという方法もあると考えている。

(会長) どちらの類型案を選択するのかによって、審議する内容が変わると思うが、他に意見等はないか。

(A委員) 「所属党派」については、センシティブ情報として個別に諮問すべきだと思う。審議会としての議決をとるにあたり、類型案2の列挙項目の中から「所属党派」を省くかどうかを示していただきたい。

(会長) まずは、類型案1について意見をいただきたい。その次に、類型案2ではこれまで審議会としてオンライン結合を承認してきた個人情報の項目が列挙されているので、その項目について、意見を伺いたい。

(C委員) 個人情報保護条例第10条によりオンライン結合が制限されているが、仮に本案件を承認した場合、AI-OCRを利用する際は、条例による制限を受けないと

う内容を個人情報保護の手引きに記載するということか。

(事務局) 個人情報保護の手引きは、現在、久留米市で運用している個人情報の取扱いについて、内部のマニュアルとして使用しているものである。国が令和3年に個人情報保護法を改正し、その施行が約1年後に控えており、それに伴う条例改正とともに個人情報保護の手引きを新たに作成するか否かについては検討しているが、本案件が承認された場合に変更を加えることは想定していない。ただ、類型案1又は2のどちらかで承認された場合、久留米市の運用上、A I - O C Rに関しては、個別の諮問を不要としたいと考えている。

(C委員) 改正個人情報保護法がまだ施行されていないにも関わらず、本審議会における承認をもって、A I - O C Rの利用に係るオンライン結合を許容するという趣旨か。

(事務局) 個人情報保護条例第10条第1項第2号の規定により、実施機関が審議会の意見を聴いて公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがないと認めるときは、オンライン結合をすることができるため、これまでは、A I - O C Rを利用する案件ごとに諮問し、審議会の承認を得た上でオンライン結合を行っていた。しかし、近年A I - O C Rを利用する業務が増加していることもあり、今後も活用が見込まれるA I - O C Rの利用に関しては、包括的な承認をいただきたいという趣旨の提案である。本案件が承認された場合、今後A I - O C Rを利用する業務については、事前に個人情報保護条例第10条第1項第2号の規定による承認を得たという整理をし、個別に諮問せずに、オンライン結合をしたいと考えている。

(C委員) A I - O C Rの利用に係る案件は年間を通して5回程度ではないか。オンライン結合については、世の中の動きに合わせて運用する方が自然だと考えており、包括的に承認することには違和感がある。

(会長) 他に意見等はないか。

(B委員) 個人情報保護条例第10条の規定により、これまで審議会において公益上の必要性の有無を審議してきたが、その審議にあたり、A I - O C Rの利用により業務が自動化され、業務時間が短縮されるという観点のみで公益上の必要性を判断していたわけではなく、それぞれの業務において、現在どれくらいのペースで作業が進められているかなどの事情を考慮した上で、判断していたと思う。そのため、どのような業務であるかを考慮せずに、A I - O C Rの利用により、業務時間が短縮されるという観点のみにより、本案件を包括的に承認することは心配である。また、審議会の委員は市民の代表だと考えており、どのような業務においてオンライン結合をするのかという説明を誰も受けないまま業務が進められることに関しては、慎重にならざるを得ない。

(会長) 他に意見等はないか。これまで出た意見は、個別の案件ごとに審議をする方が適切であるという意見だと思うので、類型案2の審議に入らずに、約1年後の改正個人情報保護法の施行や市の個人情報保護条例の改正を待ち、それまでは個別に審議するということでよいか。

—了承—

(会長) 情報政策課から何か意見等はあるか。

(実施機関) 情報政策課としては、審議会の判断を尊重したいと考えている。

(会長) 今後も市民の立場に立って、それぞれの案件を個別に審議する方法を継続し、本案件については、包括的な承認はしないという結論でよいか。

—了承—

—他に質問や意見等はなく、この件に関しては不承認となる。—

【諮問案件3】

学童保育所運營業務において、A I - O C Rの導入に伴い、入所申込書に記載された個人情報、オンライン結合により民間事業者が設置・管理するA I - O C Rサーバに提供すること及び文字データに変換された当該個人情報をオンライン結合により学童保育所運營業務の受託者に提供することの公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無（条例第10条第1項第2号）について

諮問機関：子ども未来部子ども政策課

実施機関：子ども未来部子ども政策課（山崎課長、下川補佐）

—資料をもとに子ども未来部子ども政策課から説明—

(E委員) 申込書をデータ化して管理するという話だと思うが、申込書の原本はどういう取扱いをするのか。

(実施機関) 申込書の原本は、連合会において一定期間保管した後、シュレッダーにかけて廃棄する。

(E委員) 申込書のデータは、入所している児童の確認のために利用するということか。

(実施機関) 入所している児童の情報をデータ化し、毎月の利用料金等の情報と紐づけて管理する。

(E委員) 土曜利用や延長保育等の情報もデータ化されるのか。

(実施機関) 台帳の項目の中にそれらの情報も含まれており、データ化して管理する。

(E委員) 申込書に記載されている項目を全てデータ化し、連合会が管理するという理解でよいか。

(実施機関) そうである。

—他に質問や意見等はなく、この件に関しては承認される。—

【諮問案件4】

保育料の徴収業務において、口座振替通知書に記載された個人情報を民間事業者が設置・管理するA I - O C Rサーバとオンライン結合を行うことの公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無（条例第10条第1項第2号）について

諮問機関：子ども未来部子ども保育課

実施機関：子ども未来部子ども保育課（中村課長、良永主査）

—資料をもとに子ども未来部子ども保育課から説明—

—質問や意見等はなく、この件に関しては承認される。—

【諮問案件5】

災害義援金配分業務において、A I - O C R の導入に伴い、申請書に記載された個人情報をもとに民間事業者が設置・管理するA I - O C R サーバとオンライン結合を行うことの公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無（条例第10条第1項第2号）について

諮問機関：総務部総務課

実施機関：総務部総務課（岡本主査、今岡、関口）

—資料をもとに総務部総務課から説明—

（B委員）令和3年8月豪雨の義援金はまだ配分されていないと思うが、A I - O C R の導入によりいつ頃配分できるようになる見込みなのか。

（実施機関）本案件の承認後、直ちに申請書を送付し、義援金の振り込みは、2月下旬を予定している。

（E委員）義援金の配分対象者はあらかじめ決まっているのか。

（実施機関）そうである。

（E委員）今回のA I - O C R の導入は、義援金の振込業務の効率化を目的としているということか。

（実施機関）そうである。

（E委員）A I - O C R サーバに提供する口座情報等以外の個人情報については、別途収集する必要は全くないということか。

（実施機関）そうである。

—他に質問や意見等はなく、この件に関しては承認される。—

3 その他

次回の開催について

以上